

# 最期はどいで

ついのすみか探して

「母は尊厳死を希望していましたが、その意思を尊重するのかが、悩み、苦しみました」。89歳の母をみとった板倉葉子さん(66)＝宇和島市＝が、あの日のことを思い起す。

3年前の冬だった。心不全で入院した日、主治医から「高齢なのでいつ容体が急変してもおかしくない。少しでも長く生き延びて望みますか」と尋ねられた。延命措置の希望確認だった。

即答できなかった。板倉さん夫婦はリビングウイル(事前指示書)を作り、母も2人にならっていた。心積もりはできていたはずだが、気持ちには揺れ動き、「本当にこれいいのか」と自問自答した。

だからといって、本人の願いをないがしろにはできない。夫の正博さん(71)と話し合い、「過剰な延命措置は希望しません。これが母と私たち夫婦の意思です」と伝えた。

入院から1週間。「お世

## 第5部 リビングウイル ①

話になりました。ありがとうの言葉を残し、眠るように逝った。最期まで母親らしく気丈に生きて。

振り返ると、「これでよかった」と心底思う。あの時の判断は間違っていないかった。「母が望んだ通りの旅立ちでした。理想的な死というか、自分たちの手本です」

リビングウイルを作るとは、どういうことなのか。

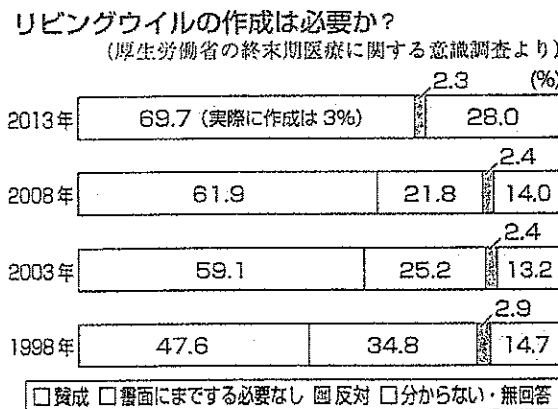
板倉さん夫婦は昨年、宇和島市内であった会合で、

# 死に方にも責任を持つ

かくしゃくとした一人の女性に出会った。

日本尊厳死協会の元副理事長、松根敦子さん(81)＝川崎市。リビングウイルは自分らしい最期を迎えるための意思表示であり、ひいては家族への最大の思いやりなのだという。

厚生労働省が5年ごとに実施している終末期医療に関する意識調査によると、2013年はリビングウイルの作成に7割が賛成する一方、実際に書面を作成しているのは3%にとどまった。



## 賛成7割 作成はわずか

一律の「尊厳死の宣言書」にサイン(年会費2千円)②公証役場で「尊厳死宣言公正証書」を作る(日本公証人連合会がホームページ上で例文を公開。費用は文章の長さなどで変わるが、おおむね1万5千円以内)。

公正証書はあまり知られておらず、松山公証人合同役場(松山市二番町1丁目)の実績は年間数件程度。篠崎和人公証人は「法的な効力はないが、公文書なので、自分で作った宣言書に比べると、医療現場などで本人の意思が尊重されやすい」と話す。

「退院後、父の顔がすがすがしい表情になりましたね」。庭を眺めながら過し、床については最期の4日間。

「死は必ず迎えるものだから、自然な形で受け入れたい。最期まで自分らしい大切な人たちと過ごせたらいいじゃない」

病気の回復の見込みがなく、末期状態になったら延命措置をとつするか。連載第5部は、最期の迎え方を自己決定する「リビングウイル」を取り上げる。

(岡敦司)

「一番大切な死の瞬間を自分の意思でなく、人に任せるなんて、おかしな話じゃないですか」と明快に話さないう。リビングウイルは「人は生き方だけでなく、死に方にも責任を持たなければと思っています」。一人で暮らす自宅マンションは、玄関を入ってすぐ

松根さんは1978年、設立間もない尊厳死協会に入った。きっかけは、夫の両親の死。75年に義父が体調を崩して入院し、1週間で他界した。その後、義母が認



# 最期はどこで

## ついのすみか探して

「延命措置は行わず、尊厳を保った安らかな死を迎えることができるよう」配慮ください。私の要望に従って(家族や医師の)行為の一切の責任は私自身にあります…」

7月中旬、新居浜市内の病院。ベッドの上の片山智雄さん(54)が、公証人の読み上げる「尊厳死宣言公正証書」の内容を確認していた。A4判5枚。すべて聞き終えると、代理署名してもらった。

■ ■ ■  
昨年6月、進行性の神経難病の筋萎縮性側索硬化症(ALS)と診断された。五感や意識は保たれるが、全身の筋肉が次第に動かなくなっていく。

「右手の親指から始まって、右足にまで、左足、左手といつ具合にまでなっている」

いまは左指と本がわずかに

## 第5部 リビングウイル

③

だが、「呼吸器には毎月16万円ほどかかる。それはできん」と思った。

公正証書の原文は、知人の司法書士に希望を伝えて作ってもらった。「死が近づいているというより、縁起担ぎも兼ねて」。人生をしっかりと見つめられると思った。

■ ■ ■  
自発呼吸が難しくなる

と、気管を切開して人工呼吸器を着けるかどうか、命の選択を迫られる。装着すれば延命はできるが、最期の時まで外せない。

■ ■ ■  
少しでも長く家族と一緒に

にいたい。寝たきりで意思疎通が困難になることに耐えられるのか。葛藤の日々が続いたが、「着けてから後悔してもいかん」と結ぶ論を出した。妻の佳子さん(53)と2人の子どもたちも「父さんの気持ちが一番」

「右手の親指から始まって、右足にまで、左足、左手といつ具合にまでなっている」

# ALS 命の選択に葛藤

## 7割が呼吸器を着けず

筋萎縮性側索硬化症 専門医によると、発症後の生存期間は、個人差があるが、人工呼吸器を装着すれば10〜20年、着ける約3割は着けるが、約7割は着けず、根本的な治療法はない。

だが、その通りだった。「守ってあげ隊」の理事長の、ついでにねえ」

11月に両手足の筋力低下が目立つようになり、翌月にはトイレ・食事の全介助。年が明けると、ストレッチヤーでの移動になった。

訪問看護を週3日、訪問介護は週5日利用するが、自主防犯パトロールをする

「世間から置いていかれるんがいやよ。それに参加できないのが、不思議じゃない」

■ ■ ■  
思のための「レスパイト入

新居浜市のNPO法人

## ついのすみか探して

6月上旬、東京・港区。日本リビングウイール研究会の会合に、全国の医療・介護関係者や市民ら約200人が集まった。救急現場の終末期問題に議論が集中し、事例を基にパネリストと会場全体で討論する。

「尊厳死の宣言書を持っていた90歳の女性のケース。昨年末、自宅で突然倒れて心肺停止し、慌てた家族が救急車を呼んだ。人工呼吸器が装着され、搬送先の病院で本人の意思を伝えたと外せない。犯罪になる」と受け付けなかった。

家族は「こんな目にあわせてしまい申し訳ない」と後悔したという。女性は3週間後に亡くなった。

リビングウイール(事前指し書)は、なぜ生かされなかったのか。

壇上から口火を切ったのは、長尾和宏医師(56)川兵庫県。終末期には過剰な医療を控える在宅みとり力を入れるが、このケースは「不治かつ末期」には該当

## 第5部 リビングウイール

4

「法に触れていないかが常に頭をよぎる」「呼吸器は外せないまでも、点滴量を絞るなどして治療を控えていくことはある」。会場の医師たちが現場の声を代弁した。

2006年に発覚した射水市民病院(富山県)の終末期患者7人への呼吸器外し問題では、医師2人が殺人容疑で書類送検された。延命措置の中止をめぐる議論に一石を投じたこの問題は不起訴処分となり、医師の刑事責任を問わないことで終止符が打たれた。

しかし、その波紋は消えかけていない。1日や2日でよくなるケースもある」と話した。

終末期医療をめぐるのは、医師の独断を排除するため、国や各学会などが力

# 呼吸器外しの波紋今も

議論の根底には、患者本人の意思に基づき、いったん始めた延命措置を中止できるのか、という問いが

残っている。特に人工呼吸器の取り外しは死に直結するなどの人工栄養を中止するケースは珍しくなくなっている。だが、日本尊厳死協会の岩尾総一郎理事長(66)

## 「終末期」進む指針づくり

射水市民病院(富山県)での人工呼吸器取り外し問題が発覚した2006年以降、終末期医療に関するルールづくりが進んでいる。

### 国や各学会の終末期医療に関するガイドライン

日本呼吸器学会(07年)	国として初めて終末期医療の方針決定の手続きを示した。個々の医療行為の内容には踏み込まず
日本救急医学会(07年)	救急医療現場での人工呼吸器の取り外しなどを選択肢として容認(※日本救急医学会、日本集中治療医学会、日本循環器学会は今年秋にも共同指針を決定。3学会で異なっていた表現を統一する)
日本老年医学会(12年)	終末期の高齢者医療・ケアで、胃ろうなどの人工栄養の差し控えや中止を選択肢に盛り込む
日本透析医学会(14年)	末期がんや合併症の悪化などによる末期患者への人工透析の不開始・中止を選択肢として認める

厚生労働省は07年5月、患者本人の意思決定を基本とし、医療行為の不開始や中止は医療・ケアチームが慎重に判断するとのガイドライン(指針)を公表した。終末期医療に関する国の初の指針となったが、終末期の定義や延命措置の中身、具体的な中止手順に触れておらず、現場にはあまり浸透していない。

選肢肢を明記した。日本老年医学会は12年、本人の尊厳を損なったりする可能性があるときに、胃のこの中止も可能とする指針を公表。患者の意思をより明確にするため、事前指し書などの導入も検討すべきだとした。

期と認められた場合、医師は延命措置を「不開始」(第1案)、または「中止」(第2案)することができる。医師が責任を問われない免責も定めた。

人ほどどこまで死に関与できるのか。終末期医療の在り方をめぐり模索が続く。(岡教司)

愛媛新聞・朝刊  
2014年8月9日(土)